

**川口市循環型社会形成推進地域計画  
(第一次計画)**

**平成26年12月  
(平成28年1月改訂)**

**川 口 市**

## 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水の処理の目標	6
3 施策の内容	7
(1) 発生抑制、再使用及び再資源化の推進	7
(2) 処理体制	12
(3) 処理施設等の整備	17
(4) 施設整備に関する計画支援	18
(5) その他の施策	19
4 計画のフォローアップと事後評価	21
(1) 計画のフォローアップ	21
(2) 事後評価及び計画の見直し	21

### 添付書類

- ・様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- ・添付資料1 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（ごみ）
- ・添付資料2 計画地域内の一般廃棄物処理施設の状況
- ・添付資料3 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ（生活排水）
- ・様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- ・様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- ・参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）
- ・参考資料様式2 施設概要（ごみ焼却施設系）
- ・参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）
- ・参考資料様式6 計画支援概要
- ・参考資料1 川口市のごみの分別区分
- ・参考資料2 事業所数に関する推計について

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名 川口市  
面 積 61.97 km<sup>2</sup>  
人 口 588,222人（平成26年10月1日現在）

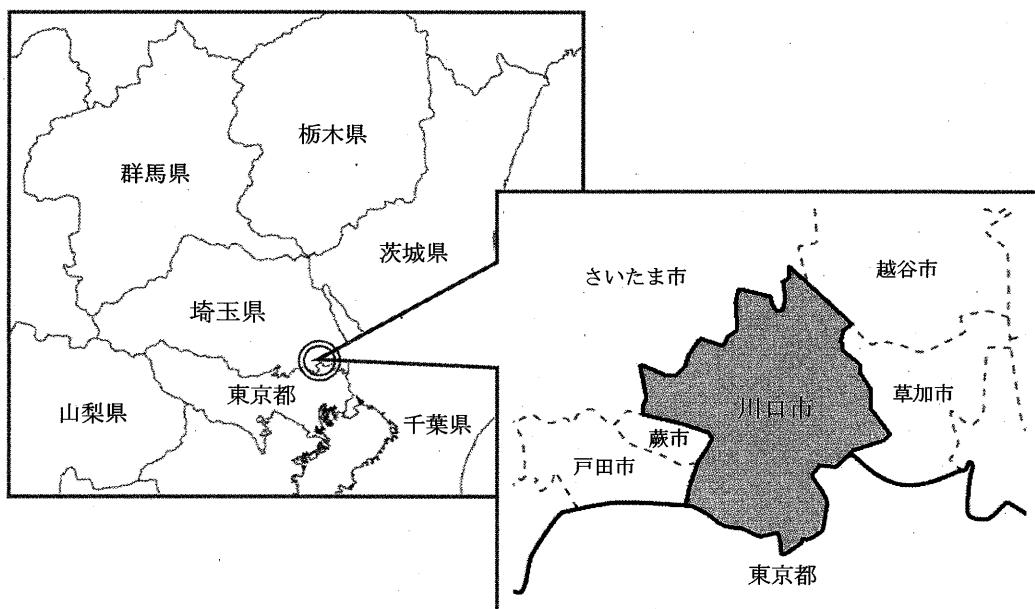


図1 対象地域図

### (2) 計画期間

本計画は、平成27年4月1日から平成34年3月31日までの7年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合は計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

本市は、埼玉県の南東部に位置しており、東京都足立区・北区に接していることから、昭和30年代より首都圏への人口集中の影響を受け、市街地では住宅と事業所や工場が混在しており市民生活と産業との融和が大切となっている。一方、東京都に隣接しているながらも豊かな自然が残されている地域もあり、緑の豊かさや河川の潤いを感じることができる。

このような地域の特色と「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、市民・事業者・行政の三者の協働により、まず発生源で廃棄物の排出を抑制し、次に排出された廃棄物については、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（3Rの推進）を行い、それでもなお循環的な利用ができない廃棄物については、環境への負荷の低減される方法による適正な処理を行うことを基本とする。

さらに、これらを推進するため、レジ袋無料配布中止の取り組みやマイバッグ運動等による排出抑制や再生利用の促進などの対策、計画的な収集運搬体制の確保、及び一般廃棄物処理施設の整備を行うこととする。

また、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯から未処理のまま排水される生活雑排水が公共用水域の水質汚濁や水辺環境悪化の要因となっていることから、本市では、引き続き公共下水道の整備を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて浄化槽の設置、転換を促進することとする。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

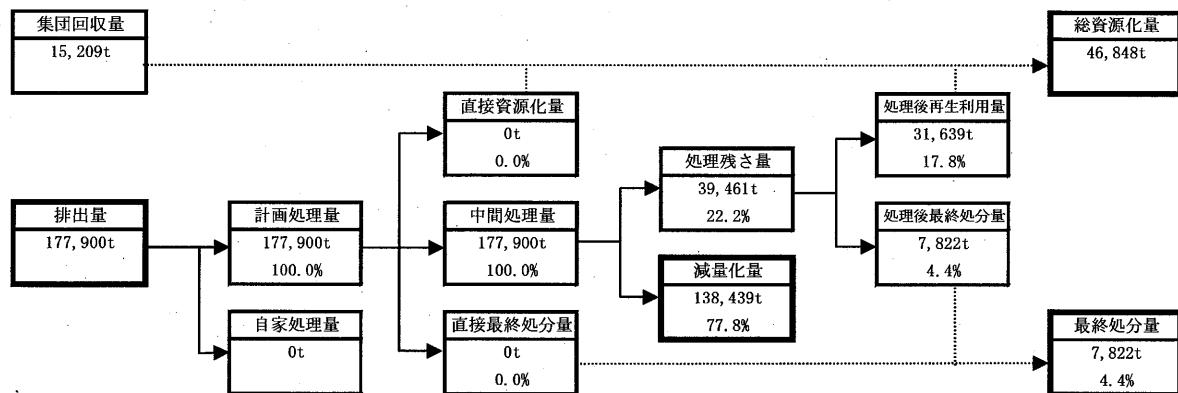
### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成25年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め、193,109トンであり、再生利用される総資源化量は46,848トン、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量）／（ごみの総処理量+集団回収量））は24.3%である。

中間処理による減量化量は138,439トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね8割が減量化している。また、集団回収量を除いた排出量の約4.4%に当たる7,822トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は157,511トンである。焼却処理施設（戸塚環境センター、朝日環境センター）では、焼却によって発生する熱を利用して廃熱ボイラを設置し、焼却エネルギーの回収による温水を余熱利用施設（厚生会館、サンアール朝日）に供給し、周辺住民の憩いの場所となっている。



下段数値は、計画処理量に対する割合

図2 一般廃棄物の処理状況フロー（平成25年度）

## (2) 生活排水の処理の現状

平成25年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3のとおりである。生活排水処理対象人口は全体で585,503人\*であり、水洗化人口は520,761人、汚水衛生処理率88.9%である。

し尿発生量は5,206kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は36,446kℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は41,652kℓ/年である。

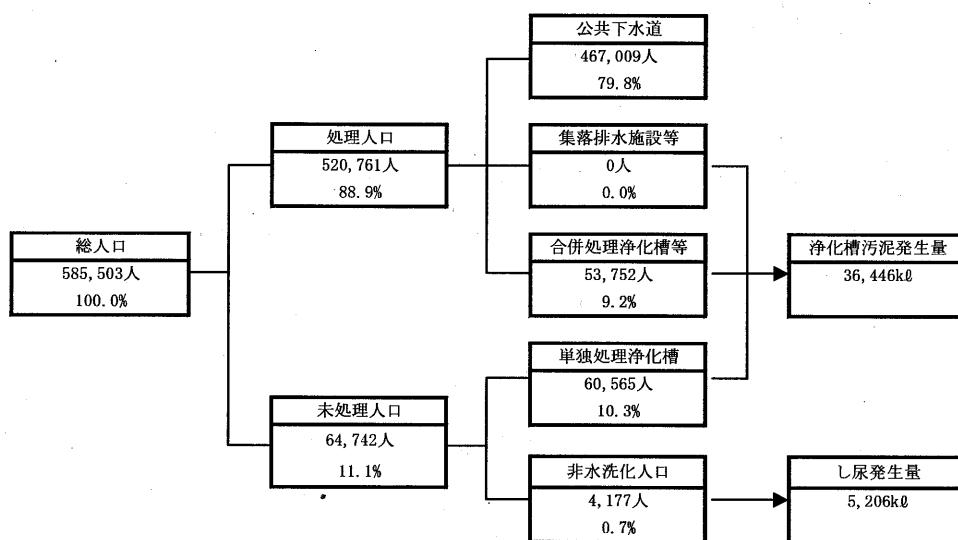


図3 生活排水の処理状況フロー（平成25年度）

\* 第6次川口市一般廃棄物処理基本計画の一般廃棄物等については、国勢調査や川口市総合計画等にあわせて、各年度10月1日現在で集計しており、地域計画においてもその整合性を図るため、同様としているが、生活排水においては、年度末現在（平成26年3月31日現在）で集計しているため、総人口が異なっている。

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、

表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1) (平成25年度)	目標(割合※1) (平成34年度)
排出量	事業系 総排出量 1事業所当たりの排出量※2	48,817トン 2.01トン/事業所	40,577トン(-16.0%) 1.69トン/事業所(-15.9%)
	家庭系 総排出量 1人当たりの排出量※3	129,583トン 187kg/人	122,976トン(-5.1%) 152kg/人(-18.7%)
	合計 事業系家庭系排出量合計	177,900トン	163,553トン(-8.1%)
再生利用量	直接資源化量 総資源化量	0トン(0.0%) 46,848トン(26.3%)	0トン(0.0%) 62,123トン(38.0%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	64,222MWh	52,659MWh
減量化量	中間処理による減量化量	138,439トン(77.8%)	112,551トン(68.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	7,822トン(4.4%)	4,770トン(2.9%)

※1 排出量は現状(平成25年度)に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

事業所数は総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」資料を基に予測した。(参考資料参照)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

#### 《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

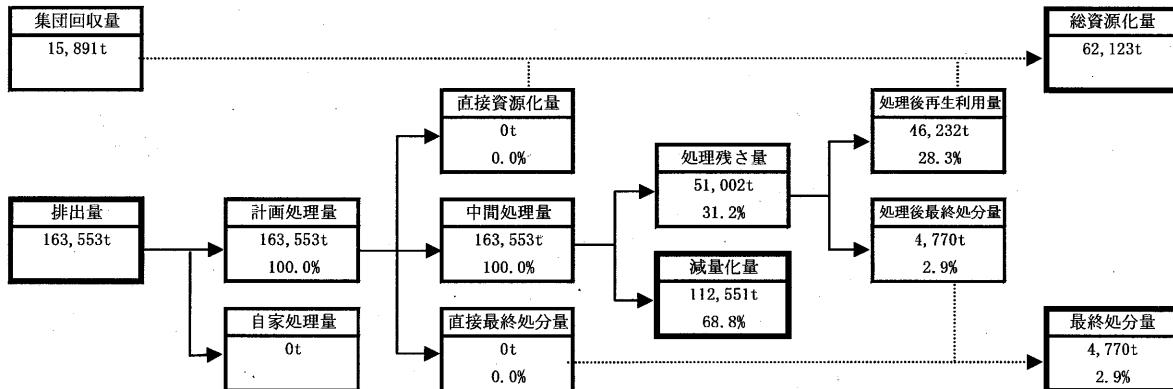
熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：埋立最終処分された量 [単位：トン]

人口：平成25年度 583,179人(実績：平成25年10月1日現在)

平成34年度 582,642人(推計：平成34年10月1日現在)



下段数値は、計画処理量に対する割合

図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成34年度)

#### (4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置等を促進していくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

指標		現状 (平成25年度)	目標 (平成34年度)
処理形態別人口	公共下水道	467,009人(79.8%)	553,510人(95.0%)
	農業集落排水施設等	0人(0.0%)	0人(0%)
	合併処理浄化槽等	53,752人(9.2%)	11,070人(1.9%)
	未処理人口	64,742人(11.0%)	18,062人(3.1%)
合計		585,503人	582,642人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	5,206kℓ	1,528kℓ
	浄化槽汚泥量	36,446kℓ	9,411kℓ
	合計	41,652kℓ	10,939kℓ

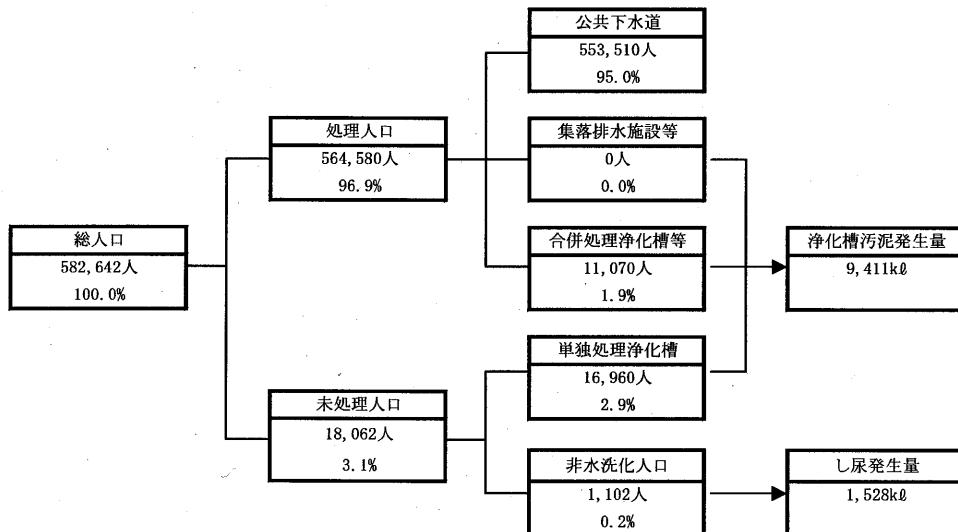


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成34年度）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用及び再資源化の推進

本市では、循環型社会の構築に向けて、一般廃棄物処理基本計画を始めとする諸計画を策定し、中長期的な視点に立った廃棄物対策を推進していくものとする。

##### ア 発生抑制の推進

ごみの減量化を図るため、ごみとならない製品の製造や販売など環境に配慮した事業活動や、ごみになるものを買わない消費生活のあり方を積極的に推進していくものとする。ごみの減量化や再資源化を進めるため、自己処理責任の原則に基づき、排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について指導を強化していくものとする。

##### (ア) ごみ減量化手法の検討

市民、事業者および行政の三者が一体となって、廃棄物の減量および適正な処理を推進するために設置された、川口市エコリサイクル推進委員会において研究事業を実施する。

##### (イ) レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みの推進

「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」に基づき、引き続き市民、事業者および行政の三者が一体となって、レジ袋の大幅な削減に向けた取り組みをさらに推進する。

##### (ウ) グリーンコンシューマーの育成

グリーンコンシューマーの育成のための啓発活動に積極的に取り組み、家庭におけるリデュースとリユースを推進する。また、ごみを出さないライフスタイルの象徴として簡易包装と買い物袋（マイバッグ）持参運動を推進する。

##### (エ) 生ごみの発生抑制と排出抑制、「ひとしほり」で水分削減

市民が自らできるごみの減量のひとつとして実施している生ごみ処理容器の補助事業を継続実施する。また、生ごみ処理容器、生ごみ処理機の活用支援

として、その活用方法の講習会等の開催を検討する。さらに、水分を減らしてから生ごみを排出する、「生ごみのひとしほり運動」を推進する。

**(オ) 事業者に対する働きかけとエコリサイクル推進事業所制度の推進**

製品の製造・販売を行う事業者によるリデュースとリユースの取り組みや、店頭回収の促進を働き掛けるとともに、エコリサイクル推進事業所の制度について、認定を受けている事業者にとって一層魅力的な制度となるよう検討を行う。

**(カ) 事業者に対する排出指導の強化**

一般廃棄物を排出する事業者に対し、排出者責任に基づく適正排出について情報の提供と排出指導を強化する。また、事業者が直接搬入あるいは許可業者を通じて搬入されるごみの展開検査(ダンパー・チェック)を積極的に実施し、資源物が多量に含まれている等、不適正な排出を行っている事業所については改善を指導し、搬入禁止物が発見された場合には受入れ拒否を実施する。さらに、検査を効率的に行うための検査装置について、今後の施設整備において検討する。

**(キ) 事業系一般廃棄物処理手数料改定の検討**

排出者責任および適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理について、適正な処理手数料の水準を維持するため、隨時見直しを行う。

**(ク) 家庭ごみ有料化の検討**

ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保や排出抑制、再資源化の促進を目的に、家庭ごみの有料化を導入する場合の、川口市における導入効果と課題、制度の内容、導入手順、収集のあり方等について、市民生活への影響を考慮しながら、必要に応じて研究と検討を進める。

#### (ケ) 处理困難物の手数料改定等の検討

市の施設での処理が困難な廃棄物について、費用負担の公平性確保の観点から、排出者に適正な負担を求めるため、隨時改訂等について検討する。

### イ 再使用の推進

リユース（再使用）を促進するため、ごみとして排出されたものの中から利用可能なものの再生および活用を行うこととする。

#### (ア) フリーマーケットによるリユースの推進

「ごみまる祭り」においてフリーマーケットを開催し、リユースを推進する。

#### (イ) リサイクルショップ事業の実施

リサイクルプラザにおいて、リサイクルショップ事業を継続して実施し、リユースの推進を図る。

#### (ウ) フリーマーケットの情報提供

ホームページなどの活用によるフリーマーケット情報の提供について研究を行う。

### ウ 再資源化の推進

資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行うこととする。また、再生資源の利用を促進するためにグリーン購入を積極的に推進することとする。

#### (ア) 集団資源回収の促進

ごみ問題に対する市民の意識の向上と地域コミュニティの醸成を目的とする集団資源回収運動を、より一層推進する。また、モデル地区における紙類の行政による回収の廃止についても研究することとする。

#### (イ) 分別の徹底によるリサイクル率の向上

一般ごみとして出される資源物を徹底して削減するため、排出段階における

る資源とごみの分別徹底をさらに推進し、リサイクル率の向上および埋立処分量の削減を図る。特に事業者に対しては、事業者団体と連携した情報提供に努め、オフィス町内会などの再資源化システムについて検討することとする。

#### (ウ) グリーン購入の推進

府用品および公共関与事業における再生品の積極的な利用を推進する。また、グリーン購入について積極的に情報を公開することで、その取り組みを市内事業者に広めていくこととする。

#### (エ) 溶融スラグおよび焼却主灰・焼却飛灰の有効利用の推進

溶融スラグの利用用途についてさらに幅広く検討することとする。また、戸塚環境センターで発生する焼却主灰のうち、朝日環境センターの溶融処理量を超える焼却主灰の再資源化（セメント化）を進めるとともに、戸塚環境センターで発生する焼却飛灰の再資源化についても継続して推進する。

#### (オ) 施設内での資源回収の実施

一般廃棄物の処理過程で回収可能な資源については、これを極力回収し再生利用の促進に努めることとする。

#### (カ) レアメタルリサイクル等への対応

希少金属（レアメタル）のリサイクルを推進するため、小型家電リサイクル法に基づき、小型家電のリサイクルを推進する。また、インクカートリッジメーカー6社にて実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に係る、使用済みインクカートリッジの拠点回収を引き続き実施する。

#### (キ) 木質系廃棄物および廃食用油のリサイクルの推進

主に事業系ごみとして排出される木質系廃棄物（剪定枝、刈草、落ち葉、竹木、家具、廃材等）を焼却せずにリサイクルするための調査研究を実施することとする。また、エコリサイクル推進委員会から提言を受けた廃食用油のリサイクルについて、段階的に推進することとする。

## **工 意識啓発**

循環型社会の構築に向けて、市民及び事業者の一層の理解と協力を得るため、積極的な普及啓発活動を行うものとする。

### **(ア) 積極的な啓発活動と情報提供**

ホームページや各種広報紙等により、市民および事業者が日常的に実践でいるごみの減量や再資源化のための取り組みについて積極的に紹介し、さらに、地域の実情に即したごみ出しマナーの向上のための啓発活動を推進することとする。

### **(イ) 学校と連携した環境学習の推進**

子供たちが廃棄物に関心を向け、ごみ減量や3Rに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観が育まれる重要な場である学校と連携し、継続的に環境学習を推進することとする。

### **(ウ) 環境学習の環境や機会の充実**

各種3R関連イベントを積極的に展開するとともに、リサイクルプラザのライブラリーや展示コーナーの充実を図り、市民が自らごみ問題を含む環境問題について学習できる環境を整備することとする。

### **(エ) 3R推進活動等の助成**

市民の廃棄物問題に対する意識の向上、循環型社会の構築及び地域コミュニティ意識の醸成を目的として、町会及び自治会が行う3R推進活動等を助成する「3R推進活動等助成事業」を平成19年4月から実施しており、今後も引き続き実施していく。

## **オ 生活排水対策**

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動等を実施していく。

#### (ア) 公共下水道の整備

下水道未普及地域の解消を図ると同時に、浸水対策、合流式下水道区域における雨天時の放流水の水質改善、施設の適正な維持管理・改築、老朽管の更新、耐震化対策などを緊急性や必要性を加味しながら、計画的かつ効果的に整備を進めることとする。

#### (イ) 公共下水道への接続の促進

水洗便所改造資金貸付制度や私道共同排水設備整備補助金制度の周知・活用を図り、公共下水道への接続を促進することとする。

#### (ウ) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道未整備の地域では、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用世帯等に対して、浄化槽設置整備事業補助制度の周知・活用を図り、合併処理浄化槽への転換を促進することとする。

#### (エ) 汚濁負荷の低減

河川、湖沼などの公共用水域の汚濁の主な原因是、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ることとする。また、「三角コーナーやストレーナー等の設置」「アクリルたわしの使用」「米のとぎ汁の有効利用」「廃食油の再利用、再生利用」など市民および事業者が取り組めることを周知し、徐々に汚濁負荷を削減していくこととする。

#### (オ) 再資源化の推進

し尿等処理後に発生する脱水汚泥は、民間委託により肥料や路盤材等の原料として有効利用することとする。

### (2) 処理体制

#### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

家庭から排出される一般ごみ、資源物及び有害ごみについては、地区別に収集日を定めてステーション収集を行っており、また、粗大ごみは戸別収集を、乾電

池については拠点収集を行っている。

なお、現在の本市における家庭ごみの収集運搬体制は表3-1のとおりであり、

分別区分及び処理方法の現状と今後については、表3-2のとおりである。

表3-1 家庭ごみの収集運搬体制

分 别 区 分	区 分	収集頻度	方 式	搬入先	備 考
一般ごみ	直営 委託	週2回	ステーション	戸塚環境センター 朝日環境センター	
粗大ごみ	委託	随 時	申し込み 各戸収集	戸塚環境センター	
資源物	びん 飲料かん ペットボトル 繊維類 金属類 紙類	直営 委託	月2回	ステーション	リサイクルプラザ
	プラスチック製容器包装	委託	週1回		
	有害ごみ(蛍光管、水銀体 温計など)	直営 委託	週2回	一般ごみ と同時収集	戸塚環境センター 朝日環境センター
	乾電池	直営	随 時	拠点収集	朝日環境センター 拠点数 228箇所

\* 一般ごみ 透明又は白色半透明袋で排出

\* びん・飲料かん・ペットボトル・繊維類・金属類 透明袋で排出

\* 紙類 紐で直接縛って排出

\* プラスチック製容器包装 透明袋で排出

表3-2 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成25年度)			今後(平成34年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
一般ごみ	焼却 破碎	戸塚環境センター 朝日環境センター	一般ごみ	焼却 破碎	戸塚環境センター 朝日環境センター
粗大ごみ	再資源化	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター	粗大ごみ	再資源化	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター
びん			びん		
飲料かん			飲料かん		
金属類			金属類		
ペットボトル			ペットボトル		
繊維類			繊維類		
紙類			紙類		
新聞紙			新聞紙		
雑誌・雑紙			雑誌・雑紙		
段ボール			段ボール		
紙パック			紙パック		
紙製容器包装			紙製容器包装		
プラスチック製容器包装			プラスチック製容器包装		
有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)			有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)		
乾電池			乾電池		

現状(平成25年度)			今後(平成34年度)		
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等
一般ごみ	焼却 破碎	戸塚環境センター 朝日環境センター	一般ごみ	焼却 破碎	戸塚環境センター 朝日環境センター
粗大ごみ	再資源化	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター	粗大ごみ	再資源化	戸塚環境センター 鳩ヶ谷衛生センター
びん			びん		
飲料かん			飲料かん		
金属類			金属類		
ペットボトル			ペットボトル		
繊維類			繊維類		
紙類			紙類		
新聞紙			新聞紙		
雑誌・雑紙			雑誌・雑紙		
段ボール			段ボール		
紙パック			紙パック		
紙製容器包装			紙製容器包装		
プラスチック製容器包装			プラスチック製容器包装		
有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)			有害ごみ (蛍光管、水銀体温計など)		
乾電池			乾電池		

#### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

本市では、事業系一般廃棄物は、排出事業者処理責任に基づき、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集または処理施設への自己搬入によるものとしている。その際の事業系一般廃棄物の排出袋については、平成7年2月から適正排出の推進等を目的として黄色半透明袋に指定している。

また、大規模建築物を保有する事業者については、事業用途に供する部分の床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物について、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定に基づき再生利用対象物及び廃棄物の保管場所を設定するとともに、減量計画書の提出及び管理責任者の選任について届けの義務を課している。さらに、大規模開発事業を実施する場合については、その区域から発生する廃棄物を処理するため、「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定に基づき適正な処理方法等についてあらかじめ市長に届け出こととしている。

現在の処理体制については今後も継続する方針である。

#### ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、いわゆる「併せ産廃」として、木くず（建設業に係るものうち、工作物の新築、改築又は除去に従って生じたものを除く。）、繊維くず及びと畜場でとさつ又は解体された獣畜の固形状の不要物（と畜場法施行規則別表第1に掲げるものに限る。）を受け入れており、今後も継続する方針である。

#### エ 生活排水処理の現状と今後

し尿・浄化槽汚泥の処理は大きく、①下水道に直結して処理する方法、②浄化槽を設置する方法、および③一般廃棄物として汲み取って処理する方法の3通りがある。これらの内、都市における方法として理想とされているのは、下水道による方法であるが、本市においては、環境衛生面からみて悪臭発生などの問題が残る汲み取り便所が未だ相当数使用されているのが現状である。

現在、し尿の収集は地区毎に15業者（平成26年4月1日現在、許可又は委託）が行なっており、浄化槽汚泥の収集は15清掃業者（平成26年4月1日現在）を許可して対応している。また、収集されたし尿と浄化槽汚泥は、鳩ヶ谷衛生センターで処理を行っている。

今後は、「水洗便所改造資金貸付制度」や「私道共同排水設備整備補助金制度」の周知・活用を図り公共下水道への接続を促進するとともに、公共下水道未整備の地域では、し尿汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用世帯等に対し、「浄化槽設置整備事業補助制度」の周知・活用を図り、合併処理浄化槽への転換を促進していく方針である。

#### 才 今後の収集・処理体制の要点

- ◇ ごみ収集運搬作業の効率を高め、環境に与える影響を低減するため、収集時間や収集ルートなど収集運搬方法の合理化を検討するとともに、ごみ収集運搬体制の改善を図るために、現在2カ所にある収集事務所及び収集車庫の適正配置や、収集のあり方について検討していく。
- ◇ 中間処理施設については、今後の処理量に十分留意し、処理能力に過不足を来たす事のないよう、将来推計値と処理能力との比較を行うなど安定的な処理能力の確保を図ることとし、「一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき更新・整備を行っていくこととする。
- ◇ 市内に最終処分場用地を確保することが困難な状況であること、焼却灰の溶融スラグ化により処分量を減量化していることを踏まえ、民間処分場の活用を含めて、本市の実情にあった最終処分場の確保について総合的に検討する。

### (3) 処理施設等の整備

#### ア 廃棄物処理施設

上記(2)を踏まえた分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。なお、現有処理施設の概要は表5のとおりである。

表4 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ分別場整備事業	760 m <sup>2</sup>	埼玉県川口市 八幡木3-18-11	H29
2	マテリアルリサイクル推進施設	粗大ごみ処理施設整備事業	37t/5h	埼玉県川口市 藤兵衛新田290番地	H32~H34 (第二次計画に継続)
3	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設整備事業	381t/日	埼玉県川口市 藤兵衛新田290番地	H34~H37 (第二次計画)

(整備理由)

事業番号1 安全で安定した粗大ごみ受入れ体制を構築するため、鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場の整備を行うもの。

事業番号2 戸塚環境センター粗大ごみ処理施設は老朽化に伴い劣化・損傷が進んでおり、早期に施設を更新することが望ましい状況であるため、新たな粗大ごみ処理施設を整備するもの。

事業番号3 H22年度からH24年度にかけて廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を実施した戸塚環境センター西棟の更新時期に合わせ、新たなごみ焼却施設を整備するもの。

表5 現有処理施設の概要

施設名 (種類)	処理する 廃棄物	処理能力	所在地	竣工 年月	備考
戸塚環境センター西棟 (ごみ焼却施設)	一般ごみ	3号炉：150t/日 4号炉：150t/日	埼玉県川口市 藤兵衛新田290番地	H6.3 H2.1	150t/日×2炉
朝日環境センター (ごみ焼却施設)	一般ごみ	420t/日	埼玉県川口市 朝日4-21-33	H14.11	140t/日×3炉
リサイクルプラザ (資源化施設)	資源物	びん類：35t/5h 飲料かん類：31t/5h ペットボトル：9t/5h プラスチック製容器包装 等 20t/5h	埼玉県川口市 朝日4-21-33	H14.11	
戸塚環境センター 粗大ごみ処理施設 (破碎施設)	粗大ごみ	75t/5h	埼玉県川口市 藤兵衛新田290番地	S50.2	
鳩ヶ谷衛生センター (し尿処理施設)	し尿、浄化槽汚泥	140kℓ/日	埼玉県川口市 八幡木3-18-11	H22.3	
鳩ヶ谷衛生センター 分別作業場	粗大ごみ	屋内 72 m <sup>2</sup> 屋外 167 m <sup>2</sup>	埼玉県川口市 八幡木3-18-11	H4.10	

## イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基)(平成25年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
4	浄化槽設置整備事業	386	35	238	H27～H33

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
5	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ分別場)に係る実施設計業務	実施設計	H28
6	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ分別場)に係る地質調査業務	地質調査	H28
7	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びエネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る基本構想・基本計画策定業務	基本構想・基本計画策定	H28～H29
8	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びエネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る基本構想・基本計画技術支援業務	基本構想・基本計画技術支援	H28～H29
9	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びエネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る地質調査業務	地質調査	H28
10	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びエネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る埋設物調査・分析業務	埋設物調査・分析	H28
11	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びエネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る地歴調査業務	地歴調査	H28

1 2	マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）及びエネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）整備に係る環境影響評価業務	環境影響評価	H29～H31
1 3	マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）及びエネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）整備に係る発注仕様書作成業務（既存ごみ焼却施設解体撤去）	発注仕様書作成（解体）	H31
1 4	マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設）整備に係る発注仕様書作成業務（建設）	発注仕様書作成（建設）	H32
1 5	エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）整備に係る発注仕様書作成業務（建設）	発注仕様書作成（建設）	H33

## （5）その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

### ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

不要になった特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の処分方法については、適切なリサイクルルートへ排出するよう、市民に対して普及啓発を行う。

### イ 不法投棄・散乱防止対策

不法投棄・散乱防止対策として、次の施策を行う。

#### （ア）不法投棄対策

不法投棄対策として、ごみ不法投棄監視ウィークなどのイベントによる意識高揚や職員等によるパトロールを引き続き実施するとともに、市民と連携した不法投棄の未然防止対策について検討する。

#### （イ）散乱防止対策

「川口市まち美化促進プログラム（アダプト・プログラム）」に参加する団体の増加を図り、散乱のないまちづくりを目指すこととする。

#### **ウ 路上喫煙防止対策の実施**

快適な歩行空間および散乱の防止を目的に路上喫煙防止事業を引き続き実施することとする。さらに、路上喫煙状況調査を実施し、必要に応じて路上喫煙禁止地区の見直しを行うこととする。

#### **エ 災害時の廃棄物処理に関する事項**

「川口市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正に処理を行う。また、「川口市地域防災計画」の改定時等に「川口市災害廃棄物処理計画」の見直しを行う。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び埼玉県と意見交換をしつつ、進捗状況を勘案した計画の見直しを行う。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果をそれ以降の計画見直し等に反映させるものとする。

なお、計画の見直しについては、進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて実施するものとする。

# 添付書類

## 様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 26 年 10 月)

## 1 地域の概要

(1)地域名	川口市	(2)地域内人口	588,222 人	(3)地域面積	61.97 km <sup>2</sup>
(4)構成市町村等名	川口市	(5)地域の要件*	(人口) 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：	設立（予定）年月日：	年 月	日設立、認可予定	

\* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状（排出量と広域化等受託量の合計に対する割合）					目標（※1）	
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度		
排出量	57,053 事業系 総排出量（トン） 1 事業所当たりの排出量（トシ事業所） 2.24	53,429 家庭系 総排出量（トン） 1 人当たりの排出量（kg/人） 128,568 合 計 事業系家庭系排出量合計（トン） 191 185,643（※2） 182,140（※2） 183,686（※2） 178,769（※2） 177,900（※2）	51,281 2.22 128,679 190 195 1,054(0.6%) 49,824(26.8%) 48,707(26.7%) 54,458 145,257(78.2%) 7,077(3.8%)	49,293 2.09 129,474 188 178,769（※2） 668(0.4%) 47,401(25.8%) 46,217(25.9%) 57,181 142,203(78.1%) 7,141(3.9%)	48,317 2.01 129,581 187 177,900（※2） (0.0%) 46,848(26.3%) 61,821 139,443(78.0%) 8,679(4.9%)	40,577(-16.0%) 1.69(-15.9%) 122,976(-5.1%) 152(-18.7%) 163,553(-8.1%) (0.0%) 62,123(38.0%)	平成 34 年度
再生利用量	998(0.5%) 直接資源化量（トン） 総資源化量（トン） 49,824(26.8%) 48,707(26.7%) 54,458 145,257(78.2%) 7,077(3.8%)	668(0.4%) 47,401(25.8%) 46,217(25.9%) 57,181 142,203(78.1%) 7,141(3.9%)	(0.0%) 46,217(25.9%) 46,848(26.3%) 61,821 139,443(78.0%) 8,679(4.9%)	(0.0%) 46,848(26.3%) 61,821 138,439(77.8%) 7,822(4.4%)	(0.0%) 46,848(26.3%) 61,821 138,439(77.8%) 7,822(4.4%)	62,123(38.0%) 52,659 112,551(68.8%) 4,770(2.9%)	
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	54,458 49,199	57,181	61,821	64,222	52,659	
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	145,257(78.2%) 142,203(78.1%)	147,334(80.2%)	139,443(78.0%)	138,439(77.8%)	112,551(68.8%)	
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	7,077(3.8%) 7,141(3.9%)	4,742(2.6%)	8,679(4.9%)	7,822(4.4%)	4,770(2.9%)	

※1 排出量は現状（平成 25 年度）に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 排出量の合計に災害廃棄物を含む。（平成 21 年度 22 t、平成 22 年度 32 t、平成 23 年度 29 t、平成 24 年度 2 t、平成 25 年度 2 t）

※3 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。（添付資料 1）

### 3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設名称 (施設種別)	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定期月	
戸塚環境センター西棟 (ごみ焼却施設)	川口市	全連続燃焼式 ストーク炉	有	3号炉 150t/日 4号炉 150t/日	H6.3 H2.3	—	—	—	—	—
(仮称)戸塚環境センター東棟 (ごみ焼却施設)	川口市	—	—	—	—	H38.3	西棟の更新時期に 合わせ施設を新設	未	定	H38.3
朝日環境センター (ごみ焼却施設)	川口市	流動床式ガス化 溶融システム	有	420t/日 (140t/日×3炉)	H14.12	—	—	—	—	381t/日 第二次 計画
リサイクルプラザ (資源化施設)	川口市	びん類処理ライン かん類処理ライン ペットボトル処理ライン アラカルト搬送等処理ライン	有	35t/5h 31t/5h 9t/5h 20t/5h	H14.12	—	—	—	—	—
戸塚環境センター粗大 ごみ処理施設 (破碎施設)	川口市	横型スイングハンマー方式	有	75t/5h	S50.2	H35.3	老朽化により施設 を新設	未	定	H35.3 37t/5h 第二次 計画に 総壳
鳩ヶ谷衛生センター (し尿処理施設)	川口市	前脱水+標準脱窒素処 理方式+高圧処理	有	140kL/日	H22.3	—	—	—	—	—
鳩ヶ谷衛生センター (分別作業場)	川口市	粗大ごみ 屋外167m <sup>3</sup>	無	屋内 72m <sup>3</sup>	H4.10	H30.3	作業環境向上のため 屋内施設を新設	粗大ごみ分別場 鉄骨造1階建て	未	H30.3 760m <sup>2</sup>

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したもの添付した。(添付資料2)

#### 4 生活排水処理の現状と目標

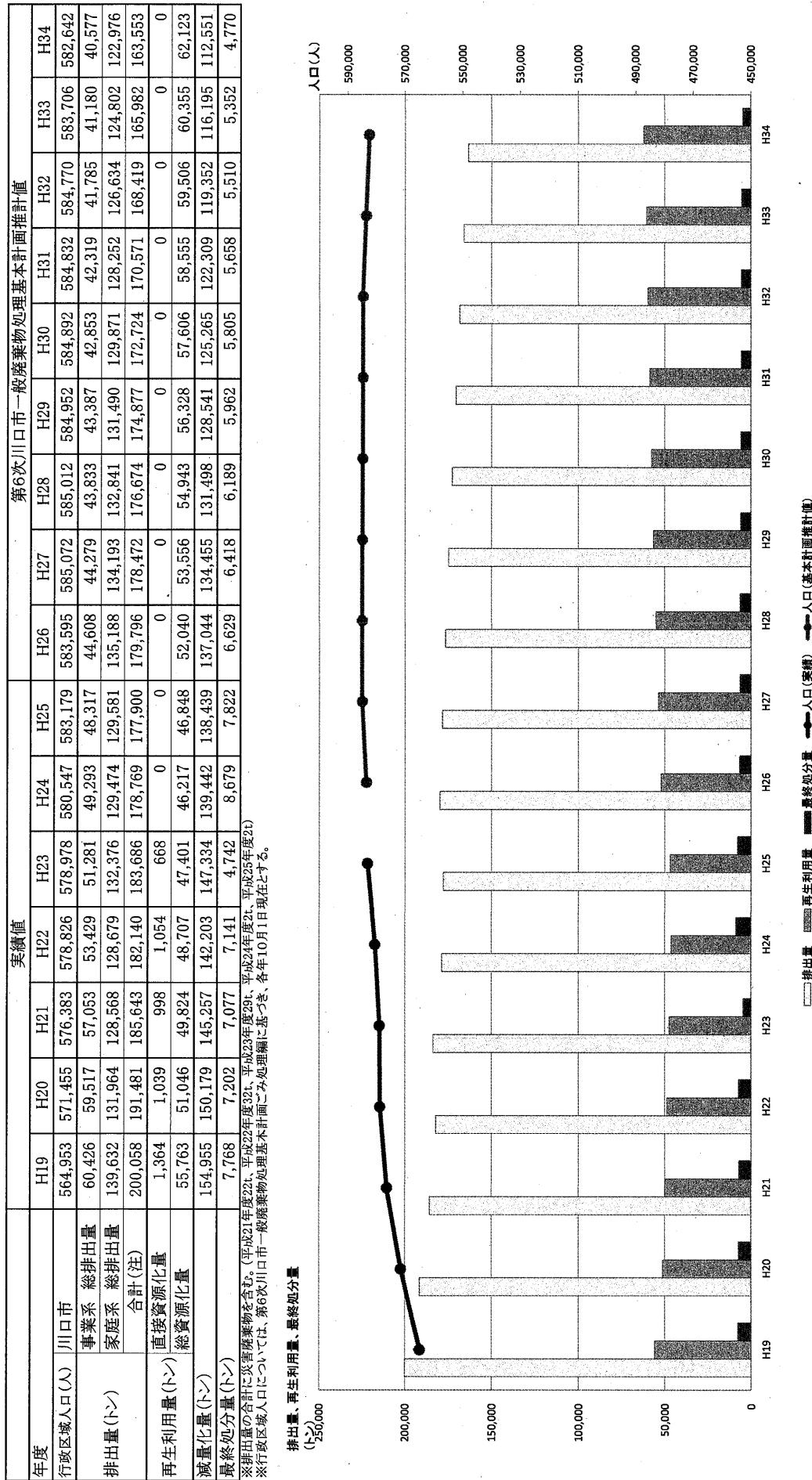
指標・単位	年	過去の状況・現状				目標
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
総人口	(人)	577,267	579,096	579,308	581,170	585,503
公共下水道	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は污水处理人口普及率	444,402 77.0%	450,540 77.3%	451,935 78.0%	459,314 79.0%	467,009 79.8%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は污水处理人口普及率	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口(人) 汚水衛生処理率又は污水处理人口普及率	40,325 7.0%	43,715 7.5%	44,543 7.7%	46,743 8.0%	53,752 9.2%
未処理人口	汚水衛生未処理人口(人)	92,540	84,841	82,830	75,113	64,742
	※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料 3)					18,062

#### 5 净化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容		備 考
		基数(基)	処理人口(人)	開始年月	基数(基)	処理人口(人)	
浄化槽設置整備事業	川口市	386	2,397	H3.4	35	238	H34

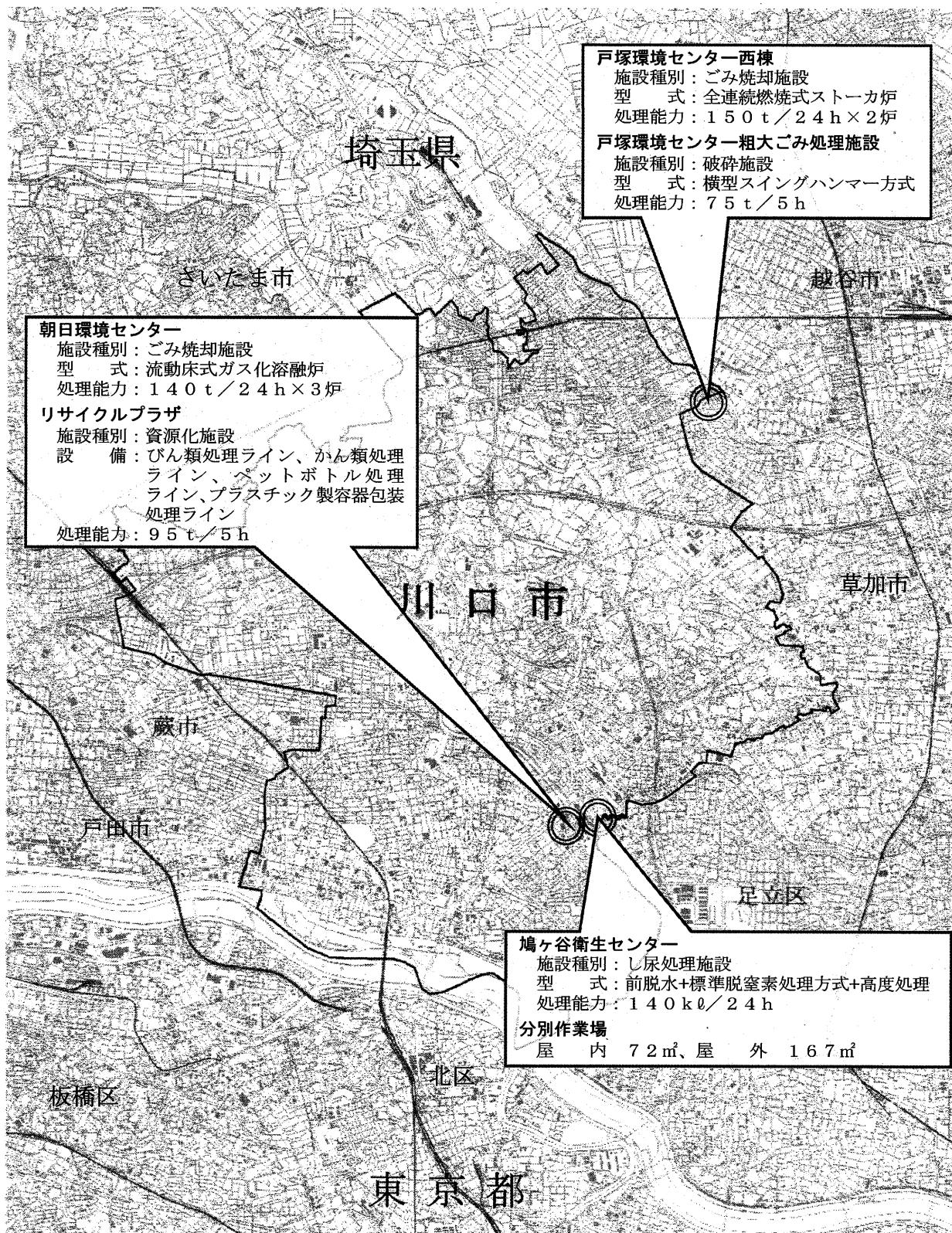
添付資料 1

指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(ごみ)

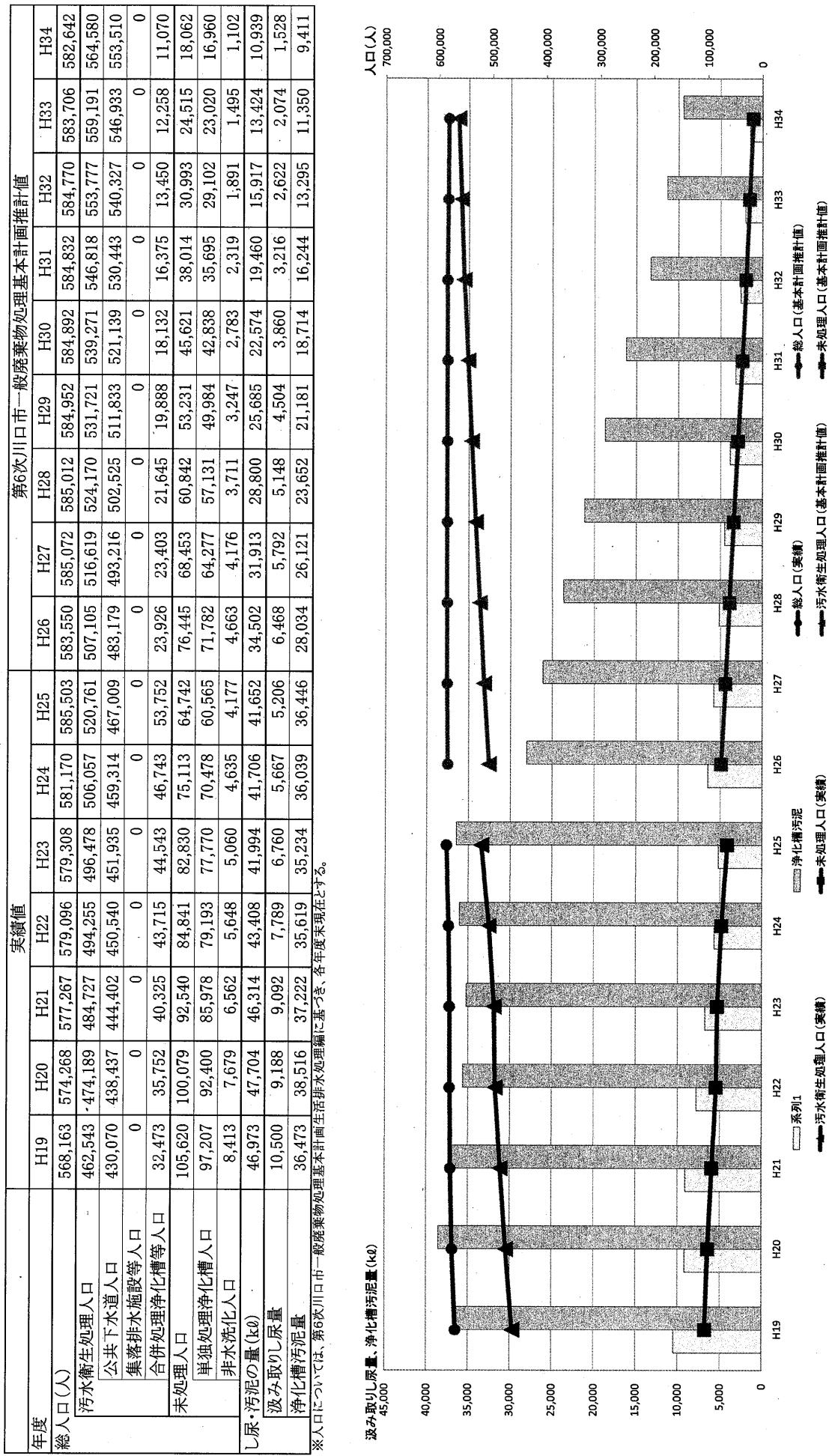


添付資料 2

計画地域内の一般廃棄物処理施設の状況



## 指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ(生活排水)



## 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成27年度）

事業種別	事業主姓 名※1	事業主姓 名※2	規模 単位	事業期間 交付期間 開始終了	総事業費（千円）						交付対象事業費（千円）						備考	
					第一次計画			第二次計画			第三次計画			第一次計画				
					平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		
○再生利用に関する事業					246,860	0	0	246,860	0	0	0	0	246,860	0	0	246,860	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱大ごみ分別燃焼炉事業 柱大ごみ分別燃焼炉事業 (後記)	1 川口市	760 m <sup>2</sup>	H29	H29	246,860	0	0	246,860	0	0	0	0	246,860	0	0	246,860	0	0
○再生利用に関する事業					1,045,000	0	0	0	0	110,000	985,000	764,900	0	0	0	110,000	654,500	654,500
アーティアリサイクル施設施設 柱大ごみ分別燃焼炉事業 柱大ごみ分別燃焼炉事業 (後記)	2 川口市	37 t/5h	H32	H34	110,000	0	0	0	0	110,000	0	0	110,000	0	0	110,000	0	0
○エネルギー回収等に関する事業					935,000	0	0	0	0	935,000	935,000	654,900	0	0	0	0	654,500	654,500
エネルギー回収等処理施設 柱大ごみ分別燃焼炉事業 柱大ごみ分別燃焼炉事業 (後記)	3 川口市	381 t/d	H34	H37	0	0	0	0	0	0	0	0	17,665,000	0	0	0	0	12,515,000
○浄化槽に関する事業					11,438	1,634	1,634	1,634	1,634	1,634	1,634	11,438	1,634	1,634	1,634	1,634	1,634	
浄化槽改修整備	4 川口市	35 基	H27	H33	11,438	1,634	1,634	1,634	1,634	1,634	1,634	11,438	1,634	1,634	1,634	1,634	1,634	
○施設整備に関する事業					285,802	0	86,017	66,785	56,000	33,000	15,000	285,802	0	86,017	66,785	56,000	33,000	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	5 川口市		H28	H28	8,335	0	8,335	0	0	0	0	0	8,335	0	8,335	0	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	6 川口市		H28	H28	4,320	0	4,320	0	0	0	0	0	4,320	0	4,320	0	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	7 川口市		H28	H29	45,760	0	20,520	25,240	0	0	0	0	45,760	0	20,520	25,240	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	8 川口市		H28	H29	3,090	0	1,545	1,545	0	0	0	0	3,090	0	1,545	1,545	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	9 川口市		H28	H28	21,672	0	21,672	0	0	0	0	0	21,672	0	21,672	0	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	10 川口市		H28	H28	28,566	0	28,566	0	0	0	0	0	28,566	0	28,566	0	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	11 川口市		H28	H28	1,059	0	1,059	0	0	0	0	0	1,059	0	1,059	0	0	
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	12 川口市		H29	H31	112,000	0	0	40,000	50,000	22,000	0	0	112,000	0	0	40,000	50,000	22,000
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	13 川口市		H31	H31	11,000	0	0	0	11,000	0	0	0	11,000	0	0	0	11,000	0
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	14 川口市		H32	H32	15,000	0	0	0	0	15,000	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0
アーティアリサイクル施設施設 柱(ごみ分類)ごみ収集施設	15 川口市		H33	H33	15,000	0	0	0	0	15,000	0	0	15,000	0	0	0	15,000	0
合計					1,589,100	1,634	87,651	315,279	51,634	34,634	126,634	951,634	1,288,600	1,634	87,651	315,279	51,634	94,634

\*1 事業番号については、計画本文3(3)に示す事業番号及び施設する町村を一括で記載する。また、様式3に示す施設のうち変更することと一致させること。  
 \*2 広域連合、一部事務組合等においては、欄外に構成する町村を記載する。  
 \*3 同一施設の複数であっても、交付金を受け取る事業主体が二つ以上ある場合は、会わせて番号を記入すること。

### 樣式 3

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
施設整備に係る計画支援に関するもの	5	1の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ分別場)に係る実施設計業務	川口市	H28	H28	○		実施設計					
	6	1の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ分別場)に係る地質調査業務	川口市	H28	H28	○		地質調査					
	7	2及び3の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る施設整備基本構想・基本計画策定業務	川口市	H28	H29	○		マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る施設整備基本構想・基本計画策定業務					
	8	2及び3の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る施設整備基本構想・基本計画技術支援業務	川口市	H28	H29	○		マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る施設整備基本構想・基本計画技術支援業務					
	9	2及び3の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る地質調査業務	川口市	H28	H28	○		地質調査					
	10	2及び3の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る埋設物調査・分析業務	川口市	H28	H28	○		埋設物調査・分析					
	11	2及び3の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る地質調査業務	川口市	H28	H28	○		地質調査					
	12	2及び3の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る環境影響評価業務	川口市	H29	H31	○		環境影響評価					
	13	2及び3の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)及びユエルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る発注仕様書作成業務(既存ごみ焼却施設解体撤去)	川口市	H31	H31	○		発注仕様書作成					
	14	2の計画支援	マテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設)整備に係る発注仕様書作成業務(建設)	川口市	H32	H32	○				発注仕様書作成			
	15	3の計画支援	エネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)整備に係る発注仕様書作成業務(建設)	川口市	H33	H33	○				発注仕様書作成			
その他	41	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電リサイクルの特定家庭用機器再商品化に基づく処理の普及啓発を行う。	川口市	H27	継続			普及啓発					
	42	不法投棄・散乱防止対策	市民及びタクシー協議会や埼玉県新聞販売組合等との連携と不法投棄バトロール等監視体制の強化を行なう。	川口市	H27	継続			監視体制					
	43	地域環境衛生の充実	散乱のないまちづくりを目指した市民と行政との協働による都市美化活動を推進する。	川口市	H27	継続			事業実施					
	44	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理計画を踏まえた体制整備と広域的相互応援の協力体制の整備	川口市	H27	継続			協力体制の強化					

※1 处理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表3に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

【参考資料様式 1】

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 施設名称	鳩ヶ谷衛生センター粗大ごみ分別場
(3) 工期	平成29年度
(4) 施設規模	760m <sup>2</sup>
(5) 形式及び処理方式	粗大ごみの一時保管及び資源物の分別回収
(6) 地域計画内の役割	安定的なごみ処理体制の確保
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固化燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	粗大ごみ
--------------	------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 • ごみの分別収集・処理方法 • ごみ容器の種類・設置基數 • 建築物の構造
-----------------------	--

	<p>②小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・施設規模</li><li>・ストック対象物</li></ul> <p>③簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・処理方法</li><li>・処理能力</li><li>・設置場所</li></ul> <p>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・導入台数（積載量）</li><li>・運行計画</li></ul>
--	---

(12) 事業計画額	246,860千円
------------	-----------

【参考資料様式2】

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 施設名称	戸塚環境センター粗大ごみ処理施設
(3) 工期	平成32年度～平成34年度（第二次計画に継続）
(4) 施設規模	37t／5h
(5) 形式及び処理方式	粗大ごみの破碎及び資源物の分別回収
(6) 地域計画内の役割	安定的なごみ処理体制の確保
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固化燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 • ごみの分別収集・処理方法 • ごみ容器の種類・設置基数 • 建築物の構造
-----------------------	--

	<p>②小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設規模</li> <li>・ストック対象物</li> </ul> <p>③簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理方法</li> <li>・処理能力</li> <li>・設置場所</li> </ul> <p>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入台数（積載量）</li> <li>・運行計画</li> </ul>
--	---

(12) 事業計画額	<p>1, 980, 000千円          (既存ごみ焼却施設解体撤去 110, 000千円)          (粗大ごみ処理施設建設 1, 870, 000千円)          ※粗大ごみ処理施設建設のうち935, 000千円は第二次計画</p>
------------	---

## 【参考資料様式 3】

## 施設概要（ごみ焼却施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 施設名称	(仮称) 戸塚環境センター東棟（ごみ焼却施設）
(3) 工期	平成34年度～平成37年度（第二次計画）
(4) 施設規模	処理能力 381t／日
(5) 形式及び処理方式	未定
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 15.0%)・無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (熱回収率 6.0%)・無
(7) 地域計画内の役割	安定的なごみ処理体制の確保
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無

## 「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

## 「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm <sup>3</sup> /t 2. 発生ガス量 Nm <sup>3</sup> /日
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	17,666,000千円（第二次計画） (既存ごみ焼却施設解体撤去 506,000千円) (ごみ焼却施設建設 17,160,000千円)
------------	--

【参考資料様式5】

## 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の設置、転換をしようとする者に対し補助金を交付する。
(4) 事業期間	平成27年度～平成33年度
(5) 事業対象地域の要件	下水道法第4条第1項の認可区域以外の地域とする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 11,438千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 0千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 0千円

### ○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

#### 【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基數 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	14基(70人分)	0基	4,648千円	3,780千円	3,780千円
6～7人槽	14基(98人分)	0基	5,796千円	4,760千円	4,760千円
8～10人槽	7基(70人分)	0基	3,836千円	2,898千円	2,898千円
11～20人槽	0基(人分)	基			
21～30人槽	0基(人分)	基			
31～50人槽	0基(人分)	基			
51人槽以上	0基(人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	35基(238人分) 改築を除く	0基	14,280千円	11,438千円	11,438千円

## 【参考資料様式6】

## 計画支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	川口市					
(2) 施設区分	鳩ヶ谷衛生センター 戸塚環境センター					
(3) 事業目的	マテリアルサイクル推進施設 マテリアルサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設設備のため					
(4) 事業区分	粗大ごみ分別場整備に係るもの 粗大ごみ処理施設及びごみ焼却施設整備に係るもの					
(5) 事業名称	実施設計業務	地質調査業務	基本構想・基 本計画策定業務	埋設物調査・ 分析業務	地盤調査業務	発注仕様書作 成業務(既存 ごみ焼却施設 解体撤去)
(6) 事業期間	H28年度 H28年度	H28年度～ H29年度	H28年度～ H29年度	H28年度	H28年度～ H31年度	H29年度 H31年度
(7) 事業概要	実施設計	地質調査	基本構想・基 本計画策定 支援	埋設物調査・ 分析	地盤調査	発注仕様書作 成(既存ごみ 焼却施設解体 撤去)
(8) 事業計画額	8,335千円	4,350千円	45,760千円	3,090千円	21,672千円	28,566千円 1,059千円 112,000千円 11,000千円 15,000千円 15,000千円

参考資料 1

川口市のごみの分別区分

		主な分別品目の例
集団資源回収		古紙類、繊維類
資源物	びん	飲料、酒類、調味料等びん
	飲料かん	ジュース、ビールなどが充填されていたアルミ缶及びスチール缶
	金属類	フライパン、なべ、缶詰の缶、粉ミルクの缶など
	ペットボトル	飲料、酒、醤油、調味料などが充填されていたペットボトル
	繊維類	衣料、毛布など
	紙類	新聞紙、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、紙製容器包装
	プラスチック製容器包装	商品を充填、包装していたプラスチック製の容器、包装
粗大ごみ		一番長い1辺の長さが40cmを超えるもの
一般ごみ		厨芥類、陶器類、再生できない紙くず・ガラス類・プラスチック類
有害ごみ		蛍光管、水銀体温計
乾電池		乾電池（ボタン電池、充電式電池を除く）

## 参考資料 2

### 事業所数に関する推計について

#### (1) 実績値

事業所数の実勢値としては、総務省統計局による「事業所・企業統計調査」および「経済センサス」によって公表されている結果を用いるものとした。なお、「事業所・企業統計調査」は隔年度に調査されており、最新のデータは平成24年度である。

事業所・企業統計調査データをまとめると以下のとおりである。

表1 総務省統計局による調査データ（単位：事業所）

平成13年度	平成16年度	平成18年度	平成21年度	平成24年度
24,771 <sup>*1</sup>	23,161 <sup>*2</sup>	23,267 <sup>*3</sup>	25,478 <sup>*4</sup>	23,532 <sup>*5</sup>

\*1 「平成13年事業所・企業統計調査」第3表 全事業所数及び男女別従業者数

\*2 「平成16年事業所・企業統計調査」第1表 存続・新設・廃業別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県、市町村

\*3 「平成18年事業所・企業統計調査」第1表 全事業所数及び男女別従業者数—県内市区町村別（平成18年・13年）

\*4 「平成21年経済センサス基礎調査」第1表 経営組織（2区分）別全事業所数、男女別従業者数及び1km<sup>2</sup>当たり事業所数及び従業者数

\*5 「平成24年経済センサス活動調査」第1表 経営組織（4区分）別民営事業所数、男女別従業者数及び1km<sup>2</sup>当たり事業所数及び従業者数

#### (2) 回帰分析結果

実績値データから、一次式として回帰分析を行うと、その結果は以下のとおりである。

表2 回帰分析結果

一次回帰	X値	切片
係数	-8.6694	24,201

よって、回帰式は以下の直線式となる。

$$Y = -8.6694X + 24,201$$

ただし、Xは平成13年度を初期値13とする変数

得られた直線式より、将来予測結果をまとめると表3のとおりである。

表3 事業所数の予測結果

年度		実績値 (事業所)	予測値 (事業所)	増減値 (事業所)	指数※1
実績値	13	24,771	24,088	-	100
	14	-	24,080	-8	99.97
	15	-	24,071	-17	99.93
	16	23,161	24,062	-26	99.89
	17	-	24,054	-35	99.86
	18	23,267	24,045	-43	99.82
	19	-	24,036	-52	99.78
	20	-	24,028	-60	99.75
	21	25,478	24,019	-69	99.71
	22	-	24,010	-78	99.68
	23	-	24,002	-86	99.64
	24	23,532	23,993	-95	99.61
予測値	25	-	23,984	-104	99.57
	26	-	23,976	-112	99.54
	27	-	23,967	-121	99.50
	28	-	23,958	-130	99.46
	29	-	23,950	-138	99.43
	30	-	23,941	-147	99.39
	31	-	23,932	-156	99.35
	32	-	23,924	-164	99.32
	33	-	23,915	-173	99.28
	34	-	23,906	-182	99.24

※1 基準とした平成13年度の事業所数を100とし、各年度の予測事業所数を比較計算した値。

### (3) 将来予測値の設定

平成34年度の事業系総排出量推計値は、40,577トン※2、予想事業所数は23,906事業所であるため、平成34年度における事業所1当たりの排出量は、1.69トン／事業所である。

#### 平成34年度における1事業所当たりの排出量

$$\begin{aligned}
 &= (\text{事業系ごみの総排出量} - \text{事業系ごみの資源ごみ量}) / \text{事業所数} \\
 &= (40,577 - 64\text{トン}) \div 23,906 \text{事業所} \\
 &\approx 1.69 \text{トン} / \text{事業所}
 \end{aligned}$$



きらり川口 エコ・シティ